

提出議案説明資料目次

令和4年3月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	新旧対照表	議案第3号 箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 ~ 7
2	新旧対照表	議案第4号 箱根町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	9 ~ 13
3	新旧対照表	議案第5号 箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15 ~ 17
4	新旧対照表	議案第6号 箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19 ~ 25
5	新旧対照表	議案第7号 箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	27 ~ 29
6	新旧対照表	議案第8号 箱根町育英奨学金条例の一部を改正する条例の制定について	31 ~ 47
7	位置図	議案第24号 町道路線の認定について	49

新旧対照表

箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）（第1条関係）

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) (略)

(イ) (略)

イ・ウ (略)

（部分休業をすることができない職員）

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

旧（改正前）

（育児休業をすることができない職員）

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続いて在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) (略)

(ウ) (略)

イ・ウ (略)

（部分休業をすることができない職員）

第 17 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 引き続いて在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

新（改正後）

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第 23 条 (略)

(箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正) (第 2 条関係)

(短期介護休暇)

第 14 条の 3 短期介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあつては 1 週間の勤務日数が 2 日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び 1 年間の勤務日数が 121 日以上見込まれる者で、かつ、6 月以上の任期が定められているもの又は現に 6 月以上引き続いて勤務しているものに限る。）が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(介護休暇)

第 15 条 介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあつては 1 週間の勤務日数が 2 日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び 1 年間の勤務日数が 121 日以上である者（介護休暇開始予定日から起算して 93 日を経過する日から 6 月を経過する日までに任期が満了し、更新されないことが明らかである者を除く。）に限る。以下この条において同じ。）が要介護者の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 (略)

(介護時間)

第 15 条の 2 介護時間は、職員（会計年度任用職員にあつては 1 週間の勤務日数が 2 日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び 1 年間の勤務日数が 121 日以上である者で、かつ、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるものに限る。）が要介護者の介護をするため、要介護者

（委任）

第 21 条 （略）

（短期介護休暇）

第 14 条の 3 短期介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあつては 1 週間の勤務日数が 2 日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び 1 年間の勤務日数が 121 日以上見込まれる者で、かつ、現に 6 月以上引き続いて勤務しているものに限る。）が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

（介護休暇）

第 15 条 介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあつては 1 週間の勤務日数が 2 日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び 1 年間の勤務日数が 121 日以上である者で、かつ、現に 1 年以上引き続いて勤務しているもの（介護休暇開始予定日から起算して 93 日を経過する日から 6 月を経過する日までに任期が満了し、更新されないことが明らかである者を除く。）に限る。以下この条において同じ。）が要介護者の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 （略）

（介護時間）

第 15 条の 2 介護時間は、職員（会計年度任用職員にあつては 1 週間の勤務日数が 2 日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び 1 年間の勤務日数が 121 日以上である者で、かつ、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるものであつて、現に 1 年以上引き続いて勤務している

新（改正後）

が各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の1部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 （略）

旧（改正前）

ものに限る。)が要介護者の介護をするため、要介護者が各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の1部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 (略)

新旧対照表

箱根町個人情報保護条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。))を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(7)・(8) （略）</p> <p>（自己情報の利用停止請求権）</p> <p>第 23 条 （略）</p> <p>2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第 9 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（適用除外）</p>

旧（改正前）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) （略）

(6) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。))を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

(7)・(8) （略）

（自己情報の利用停止請求権）

第 23 条 （略）

2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第 9 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) （略）

3 （略）

（適用除外）

新（改正後）

第 29 条 第 6 条から前条までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) (略)

(2) 統計法第 52 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する個人情報

(3) (略)

2・3 (略)

旧（改正前）

第 29 条 第 6 条から前条までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) (略)

(2) 統計法第 52 条第 1 項に規定する個人情報

(3) (略)

2・3 (略)

新旧対照表

箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
改正新旧対照表

新（改正後）

（退職報償金の支給額）

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤消防団員については、この限りでない。

- (1) 勤務年数が5年未満である者
- (2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者

（勤務年数の算定）

第4条 （略）

第4条の2 非常勤消防団員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

- (1) 一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。
- (2) 任用期間が5年未満である者として勤務したとき。
- (3) 第2条第2号に該当する者として勤務したとき。

旧（改正前）

（退職報償金の支給額）

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

（勤務年数の算定）

第4条（略）

第4条の2 非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

新旧対照表

箱根町消防団の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（定員）

第3条 団員の定数は、370人とする。

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「政令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定数とする。

3 政令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から当該定数のうち、任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員（以下「機能別消防団員」という。）の定数36人を控除した数とする。

（服務規律）

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

（報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、階級に応じ別表第1に定める年額報酬を支給する。

3 団員が災害、警戒、訓練その他町長が必要と認める職務（次条第1項において「災害等の職務」という。）に従事した場合においては、職務の区分に応じ別表第2に定める出動報酬を支給する。ただし、機能別消防団員には、災害の職務に従事した場合に限り出動報酬を支給する。

旧（改正前）

（定員）

第3条 団員の定数は、370人とする。

（服務規律）

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

（報酬）

第12条 団員には、次により報酬を支給する。

<u>団長</u>	<u>年額</u>	<u>103,000円</u>
<u>副団長</u>	<u>年額</u>	<u>83,000円</u>
<u>分団長</u>	<u>年額</u>	<u>69,000円</u>
<u>副分団長</u>	<u>年額</u>	<u>55,000円</u>
<u>部長</u>	<u>年額</u>	<u>41,000円</u>
<u>班長</u>	<u>年額</u>	<u>37,000円</u>
<u>団員</u>	<u>年額</u>	<u>36,500円</u>

新（改正後）

（費用弁償）

第 13 条 団員が災害等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給するものとし、その額は、箱根町職員の旅費に関する条例(昭和 40 年箱根町条例第 31 号)の規定の例による。

2 前項の場合を除き、団員が公務のために旅行した場合は、箱根町職員の旅費に関する条例を準用し、団長については町長等相当職、副団長については 7 級相当職、分団長については 6 級相当職、副分団長及び部長については 4 級相当職、班長については 3 級相当職、その他の団員については 1 級相当職とみなし、費用弁償を支給する。

（退職報償金）

第 15 条 団員(勤務年数が 5 年未満である者及び機能別消防団員に該当する者を除く。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 (略)

別表第 1(第 12 条関係)

階級	報酬額
団長	年額 <u>103,000 円</u>
副団長	年額 <u>83,000 円</u>
分団長	年額 <u>69,000 円</u>
副分団長	年額 <u>55,000 円</u>
部長	年額 <u>45,000 円</u>
班長	年額 <u>42,000 円</u>
団員（機能別消防団員を除く。）	年額 <u>40,000 円</u>
機能別消防団員	年額 <u>10,000 円</u>

旧（改正前）

（費用弁償）

第 13 条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。

団員出勤 1 回につき 1,000 円

2 前項の場合を除き、団員が公務のために旅行した場合は、箱根町職員の旅費に関する条例（昭和 40 年箱根町条例第 31 号）を準用し、団長については町長等相当職、副団長については 7 級相当職、分団長については 6 級相当職、副分団長及び部長については 4 級相当職、班長については 3 級相当職、その他の団員については 1 級相当職とみなし、旅費を支給する。

（退職報償金）

第 15 条 団員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

2 （略）

新（改正後）

別表第2(第12条関係)

職務区分		報酬額
災害	職務に従事した時間が4時間未満の場合	日額 4,000円
	職務に従事した時間が4時間以上6時間未満の場合	日額 6,000円
	職務に従事した時間が6時間以上の場合	日額 8,000円
警戒、訓練その他町長が必要と認める職務		日額 3,500円

旧（改正前）

新旧対照表

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>

旧（改正前）

（損害補償を受ける権利）

第2条（略）

第3条（略）

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、非常勤消防団員又は非常勤の水防団長若しくは水防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

新旧対照表

箱根町育英奨学金条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

目次

第1章～第3章（略）

第4章 入学資金（第27条～第35条）

第5章 修学資金（第36条～第45条）

第6章 学資融資保証料（第46条～第50条）

第7章 雑則（第51条～第54条）

附則

第1章 総則

第1条（略）

（学資の種類）

第2条 この条例により貸与及び支給又は補助する学資の種類は、育英奨学金、奨学金、入学資金、修学資金及び学資融資保証料とする。

第2章 育英奨学金

第3条～第13条（略）

（返還猶予及び減免）

第14条 育英奨学生が、次の各号のいずれかに該当したことにより、本人、連帯保証人2名（1名は法定代理人）から願い出があったときは、育英奨学金の返還を猶予し、又はその返還金額を減免することができる。

(1)・(2)（略）

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受けることになったとき。

(4)（略）

2（略）

3 育英奨学生が、育英奨学金の返還を開始した月から10年以内に通算5年間箱根町の住民基本台帳に登録があったときは、育英奨学金の返還金額を減免することができる。

目次

第1章～第3章（略）

第4章 入学資金（第27条～第35条）

第5章 学資融資保証料（第36条～第40条）

第6章 雑則（第41条～第44条）

附則

第1章 総則

第1条（略）

（学資の種類）

第2条 この条例により貸与及び支給又は補助する学資の種類は、育英奨学金、奨学金、入学資金及び学資融資保証料とする。

第2章 育英奨学金

第3条～第13条（略）

（返還猶予及び減免）

第14条 育英奨学生が、次の各号のいずれかに該当したことにより、本人、連帯保証人2名（1名は法定代理人）から願い出があったときは、育英奨学金の返還を猶予又は減免することができる。

(1)・(2)（略）

(3) 生活保護法に基づく生活保護を受けることになったとき。

(4)（略）

2（略）

新（改正後）

第3章 奨学金

第15条～第25条（略）

（返還猶予及び減免）

第26条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当したことにより、本人、連帯保証人2名（1名は法定代理人）から願い出があったときは、奨学金の返還を猶予し、又はその返還金額を減免することができる。

(1)～(4)（略）

2（略）

3 奨学生が、奨学金の返還を開始した月から10年以内に通算5年間箱根町の住民基本台帳に登録があったときは、奨学金の返還金額を減免することができる。

第4章 入学資金

（資格）

第27条 入学資金の貸与を受ける者は、箱根町の住民基本台帳に登録されている者で、次に掲げる教育施設に入学を許可された者又は入学金等の納入を条件として許可される見込みの者であって、かつ、その入学金等の支払が困難と認められる者でなければならない。

(1)（略）

(2) 高等学校卒業を入学資格とする専門学校並びに短期大学及び大学（以下「大学等」という。）

（貸与金額）

第28条 貸与金額は、入学許可を得るために必要な入学金及び諸経費とし、次に掲げる額とする。

(1)（略）

(2) 前条第2号に該当する者、1人につき80万円以内

第29条～第32条（略）

（返還）

第33条 入学資金の返還については、第27条に掲げる教育施設を卒業した後、

第3章 奨学金

第15条～第25条（略）

（返還猶予及び減免）

第26条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当したことにより、本人、連帯保証人2名（1名は法定代理人）から願い出があったときは、奨学金の返還を猶予又は減免することができる。

(1)～(4)（略）

2（略）

第4章 入学資金

（資格）

第27条 入学資金の貸与を受ける者は、箱根町の住民基本台帳に登録されている者で、次に掲げる教育施設に入学を許可された者又は入学金等の納入を条件として許可される見込みの者であつて、かつ、その入学金等の支払が困難と認められる者でなければならない。

(1)（略）

(2) 高等学校卒業を入学資格とする専門学校並びに短期大学及び大学

（貸与金額）

第28条 貸与金額は、入学許可を得るために必要な入学金及び諸経費とし、次に掲げる額とする。

(1)（略）

(2) 前条第2号に該当する者、1人につき 100万円以内

第29条～第32条（略）

（返還）

第33条 入学資金の返還については、第27条に掲げる教育施設を卒業した後、

新（改正後）

10年以内に返還しなければならない。ただし、第27条第1号に該当する者が、引き続き大学等に入学した場合は当該大学等を卒業した後とする。

2 （略）

（返還猶予及び減免）

第34条 入学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したことから、本人、連帯保証人2名（1名は法定代理人）から願い出があったときは、入学資金の返還を猶予し、又はその返還金額を減免することができる。

(1) 専門学校、短期大学、大学その他の教育施設に在学するとき。

(2) 災害又は疾病によって返還が困難なとき。

(3) 生活保護法に基づく生活保護を受けることになったとき。

(4) その他やむを得ない事由によって返還が困難となったとき。

2 前項第1号の規定により返還を猶予した場合は、前条第1項中「第27条に掲げる教育施設を卒業した後」を「猶予の期限後」に読み替えて、返還期間を変更することができる。

3 入学資金の貸与を受けた者が、入学資金の返還を開始した月から10年以内に通算5年間箱根町の住民基本台帳に登録があったときは、入学資金の返還金額を減免することができる。

第35条 （略）

第5章 修学資金

（資格）

第36条 修学資金の貸与を受ける者は、箱根町の住民基本台帳に登録されている者で、大学等に入学を許可された者、入学金等の納入を条件として許可される見込みの者又は在学している者のうち、経済的理由により修学困難と認められる者でなければならない。

（貸与金額）

第37条 貸与金額は、授業料、通学交通費、生活費及び居住の用に供する賃貸住宅の家賃とし、1人について年額30万円以内とする。

旧（改正前）

5年以内に返還しなければならない。ただし、第27条第1号に該当する者が、引き続き同条第2号に掲げる教育施設に入学した場合は当該教育施設を卒業した後とする。

2（略）

（返還猶予及び減免）

第34条 教育委員会は、入学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったと認めた場合は、入学資金の一部又は全部の返還を免除し、又は必要な期間、返還を猶予することができる。

第35条（略）

新（改正後）

（貸与の時期及び期間）

第 38 条 修学資金の貸与の時期は、毎年 4 月から 6 月までの間とする。ただし、入学手続き上必要と認められる場合は、この限りでない。

2 修学資金の貸与期間は、大学等の在学期間とし、4 年を限度とする。ただし、疾病等のやむを得ない事情により休学する場合は、その期間、貸与を停止する。

（願い出）

第 39 条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与願書を教育委員会に提出しなければならない。

2 修学資金貸与願書には本人、連帯保証人 2 名（1 名は法定代理人）が連署のうえ、関係書類を添えなければならない。

（決定）

第 40 条 修学資金貸与願書が提出されたときは、教育委員会はその内容を審査し、貸与を決定する。

（異動の届出）

第 41 条 修学資金の貸与を受けた者は、次に掲げる事項が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 本人、連帯保証人（法定代理人含む）の身分、住所その他重要事項に異動が生じたとき。

（決定の取消し）

第 42 条 修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、その決定を取り消し、以後の修学資金は貸与しない。

(1) 心身の故障のため卒業の見込みがないと認められたとき。

(2) 品行が著しく不良となったとき。

(3) 修学資金を受ける必要がなくなったとき。

(4) 箱根町の住民基本台帳に登録がなくなったとき。ただし、通学のために転出した場合はこの限りでない。

旧（改正前）

新（改正後）

(5) 死亡したとき。

(6) 退学したとき。

(7) その他修学資金の貸与を受けた者として不相当と認められたとき。

(借用証書等の提出)

第 43 条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、貸与を受けた金額の借用証書を教育委員会に提出しなければならない。この場合、借用証書には、本人、連帯保証人 2 名（1 名は法定代理人）が連署のうえ、返還明細書を添えなければならない。

(1) 卒業したとき。

(2) 貸与が終了したとき。

(3) 修学資金の貸与を取り消されたとき。

(4) 修学資金の貸与を辞退したとき。

(返還)

第 44 条 修学資金の返還については、大学等を卒業した後、10 年以内に返還しなければならない。

2 修学資金の返還方法は、年賦、半年賦、月賦の割賦によることができる。

(返還猶予及び減免)

第 45 条 修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したことにより、本人、連帯保証人 2 名（1 名は法定代理人）から願い出があったときは、修学資金の返還を猶予し、又はその返還金額を減免することができる。

(1) 専門学校、短期大学、大学その他の教育施設に在学するとき。

(2) 災害又は疾病によって返還が困難なとき。

(3) 生活保護法に基づく生活保護を受けることになったとき。

(4) その他やむを得ない事由によって返還が困難となったとき。

2 前項第 1 号の規定により返還を猶予した場合は、前条第 1 項中「大学等を卒業した後」を「猶予の期限後」に読み替えて、返還期間を変更することができる。

3 修学資金の貸与を受けた者が、修学資金の返還を開始した月から 10 年以内

旧（改正前）

新（改正後）

に通算 5 年間箱根町の住民基本台帳に登録があったときは、修学資金の返還金額を減免することができる。

第 6 章 学資融資保証料

(資格)

第 46 条 学資融資保証料を補助する者は、箱根町の住民基本台帳に登録されている者で、その子弟が義務教育課程を修了の後、高等学校、大学その他の教育施設で修学するために、株式会社日本政策金融公庫又は町内に所在する金融機関から教育資金の融資を受けた者のうち、返済保証を受けるために、それぞれが指定する融資保証基金へ保証料を支払った者でなければならない。

2 (略)

第 47 条～第 50 条 (略)

第 7 章 雑則

(利子)

第 51 条 育英奨学金、奨学金、入学資金及び修学資金は、無利子とする。

(延滞金)

第 52 条 育英奨学金、奨学金、入学資金及び修学資金を返還すべき者が、正当な理由なく返還を怠ったときは、箱根町の督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和 42 年箱根町条例第 12 号)の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。

(併用の制限)

第 53 条 育英奨学金、奨学金、入学資金及び修学資金の貸与及び支給と学資融資保証料の補助とは、同時期に、同目的でこれらを併用することはできない。

第 54 条 (略)

第5章 学資融資保証料

(資格)

第36条 学資融資保証料を補助する者は、箱根町の住民基本台帳に登録されている者で、その子弟が義務教育課程を修了の後、高等学校、大学その他の教育施設で修学するために、国民金融公庫又は町内に所在する金融機関から教育資金の融資を受けた者のうち、返済保証を受けるために、それぞれが指定する融資保証基金へ保証料を支払った者でなければならない。

2 (略)

第37条～第40条 (略)

第6章 雑則

(利子)

第41条 育英奨学金、奨学金及び入学資金は、無利子とする。

(延滞金)

第42条 育英奨学金、奨学金及び入学資金を返還すべき者が、正当な理由なく返還を怠ったときは、箱根町の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和42年箱根町条例第12号）の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。

(併用の制限)

第43条 育英奨学金、奨学金及び入学資金の貸与及び支給と学資融資保証料の補助とは、同時期に、同目的でこれらを併用することはできない。

第44条 (略)

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

別表第1（第4条関係）

機関	事務
町長	重度障がい者医療証助成に関する事務であって町長が指定するもの
	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による市町村経由事務であって規則で定めるもの
	箱根町小児医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
	箱根町ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
教育委員会	箱根町育英奨学金条例(平成11年箱根町条例第4号)による奨学金、 <u>入学資金及び修学資金</u> の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
	箱根町育英奨学金条例による奨学金、 <u>入学資金及び修学資金</u> の返還に関する事務であって規則で定めるもの
	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	箱根町育英奨学金条例による奨学金、 <u>入学資金及び修学資金</u> の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			箱根町印鑑条例(昭和58年箱根町条例第1号)による印鑑に関する情報であ

旧（改正前）

別表第1（第4条関係）

機関	事務
町長	重度障がい者医療証助成に関する事務であって町長が指定するもの
	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による市町村経由事務であって規則で定めるもの
	箱根町小児医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
	箱根町ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
教育委員会	箱根町育英奨学金条例(平成11年箱根町条例第4号)による奨学金及び入学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
	箱根町育英奨学金条例による奨学金及び入学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの
	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	箱根町育英奨学金条例による奨学金及び入学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			箱根町印鑑条例(昭和58年箱根町条例第1号)による印鑑に関する情報であ

新（改正後）

			って規則で定めるもの
箱根町育英奨学金	町長	条例による奨学金、	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		入学資金及び修学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報であって規則で定めるもの
就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長		住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

旧（改正前）

			って規則で定めるもの
箱根町育英奨学金 条例による奨学金 及び入学資金の返 還に関する事務で あって規則で定め るもの	町長		住民票関係情報であって規則で定めるもの
			戸籍関係情報であって規則で定めるもの
就学援助費の支給 に関する事務であ って規則で定める もの	町長		住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

位置図

